

## 民間支援団体設立支援事業 実施要項

### 1 趣旨・目的

困難な問題を抱える女性への支援を行うことを目的とした民間支援団体を新たに設立する者に対して、初度備品等購入経費等を支援することにより、民間支援団体の新規設立を促進する。

なお、本実施要項は、福祉部補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 2 補助対象団体

県内在住の困難な問題を抱える女性への支援を行うため、新たに法人格取得を前提とした民間支援団体を県内で運営しようとする者。

※ なお、他の地方公共団体、公的団体又は民間団体から、同じ補助対象経費について、類似の補助等を受ける場合は、補助対象外となる。補助対象経費が重複しなければ、他の地方公共団体等から類似の補助等を受けても構わない。

### 3 補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費は、対象団体の設立にかかる経費で、以下のいずれかに該当するものとする。

- (1) 設置前の職員等の雇い上げ経費（最大6ヶ月間の訓練等の期間）
- (2) 設立のための普及啓発経費（県民への団体概要や支援内容等の説明等の紹介等）
- (3) 職員の募集経費（広報誌発行、説明会開催等の活動費）
- (4) 設立に当たっての周知、広報に要する経費（パンフレット、ホームページの開設等のPR費用）
- (5) 設立準備事務経費（会計処理、労務管理、開設届で書類等の作成に要する費用）
- (6) その他設立の準備に必要な経費（備品購入費等）

民間支援団体の新規設立に必要な経費を、予算の範囲内で補助する。

ただし、4,200千円を補助基準額（補助上限額）とする。

なお、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※ 令和6年度に限り、令和6年4月1日からの経費を対象とする。

### 4 応募申請

別途公表する応募期間内に、所定の応募申請書類を、県に提出しなければならない。

### 5 選定

県は、団体から応募申請書類を受理した場合には、個別ヒアリングを実施して審査を行い、交付申請を認める団体を選定し、通知するものとする。

### 6 補助金交付

交付申請以降、請求及び支払までは福祉部補助金交付要綱に従う。

（附則）

この要項は、令和6年4月1日より施行する。